

令和4年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和4年6月7日（火曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 報告第6号 例月出納検査結果報告
- 第7 報告第7号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第8号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第9号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第10号 定期監査報告
- 第11 報告第11号 株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件
- 第12 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の件（美唄市一般会計）
- 第13 承認第5号 専決処分の承認を求める件（令和3年度美唄市一般会計補正予算（第13号））
- 第14 承認第6号 専決処分の承認を求める件（令和4年度美唄市一般会計補正予算（第1号））
- 第15 承認第7号 専決処分の承認を求める件（令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第4号））
- 第16 承認第8号 専決処分の承認を求める件（美唄市税条例等の一部を改正する条例）
- 第17 承認第9号 専決処分の承認を求める件（美唄市介護保険条例の一部を

改正する条例）

- 第18 議案第25号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件
- 第19 議案第26号 財産購入の件（情報セキュリティシステム等）
- 第20 議案第27号 財産購入の件（公用パソコン）
- 第21 議案第28号 契約締結の件（サン・スポーツランド美唄テニスコート改修工事）
- 第22 議案第29号 契約締結の件（美唄市立東小学校大規模改修工事）
- 第23 議案第30号 墓地使用並びに使用料に関する条例の全部改正の件
- 第24 議案第31号 美唄市税条例の一部改正の件
- 第25 議案第32号 美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件
- 第26 議案第33号 令和4年度美唄市一般会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第34号 令和4年度美唄市水道事業会計補正予算（第1号）

◎出席議員（13名）

議長	金子 義彦 君
副議長	桜井 龍雄 君
1 番	森 明人 君
2 番	伊藤 真久 君
3 番	齋藤 久美夫 君
4 番	山上 他美夫 君
5 番	本郷 幸治 君
6 番	山崎 一広 君
7 番	川上 美樹 君
8 番	楠 徹也 君

9番 松山教宗君
10番 紫藤政則君
12番 谷村知重君

◎欠席議員（1名）

13番 小関勝教君

◎出席説明員

市長 板東知文君
副市長 市川厚記君
総務部長 猪谷憲恭君
市民部長 松田公史君
保険福祉部長 川西勝幸君
経済部長 土屋貴久君
都市整備部長 清水真史君
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
消防長 菅原利彦君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 新宗晃君

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 阿部良雄君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 日下聡君

農業委員会会長 今田邦彦君
農業委員会事務局長 高橋修也君

監査委員 西尾正君
監査事務局長 橋本光明君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君

次 長 門田昌之君

午前 10時00分

●議長金子義彦君 開会前ではありますが、この場合、議場の説明員について、副市長及び農業委員会会長からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

副市長。

●副市長市川厚記君 発言のお許しをいただきありがとうございます。

私から、人事異動で説明員等に変更がありますので紹介をさせていただきます。

消防長の菅原利彦です。

保健福祉部長の川西勝幸です。

都市整備部長の清水真史です。

総務課長補佐の新宗晃です。

よろしくお願いいたします。

●農業委員会会長今田邦彦君 発言のお許しをいただきありがとうございます。

私から、4月1日付の人事異動で説明員に変更がありますので、ご紹介をさせていただきます。

農業委員会事務局長の高橋修也です。

よろしくお願いいたします。

午前10時10分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第2回美唄市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊藤真久議員

3 番 齋藤久美夫議員
を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月16日までの10日間とし、うち8日及び9日、11日及び12日、14日及び15日を休会といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長板東知文君(登壇) 令和4年第2回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「職員の新型コロナウイルス感染」について申し上げます。

本年1月12日から昨日までの間、北海道岩見沢保健所により、本市職員34名の感染が確認されました。感染した職員につきましては、保健所の調査により、業務において市民との接触はないと確認され、その後、自宅療養等を経て、全員が職場復帰しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。

道内においては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の減少傾向が続いておりますが、感染力が高いオミクロン株などにより依然として高い水準で推移していることから、道では5月27日に開催した対策本部会議において「感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」を決定し、対策の徹底を呼びかけています。

市としましては、こうした道の対策等を受け、5月30日の対策本部会議において、空知管内の感染状況を踏まえ、新規感染者数をさらに減少させ、医療への負荷を着実に抑えていくため、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底を図ることとしたところであります。

また、本定例会におきましては、長期化する感染症と物価高騰等の影響に対応するため、感染症対策として4回目接種の体制を確保する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」をはじめ、生活支援対策として「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」及び水道料金を減免する「水道会計支出金」、さらには、経済対策として「がんばろう！びばい応援券発行事業」及び「美唄応援団宿泊助成事業」に係る補正予算を提案するものであります。

今後とも、市民の皆様が一日でも早く通常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、職員一丸となって「市民の命と暮らしを守る」対策を切れ目なくしっかりと講じてまいります。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの接種」について申し上げます。

4回目接種につきましては、国の通知に基づき、3回目接種の完了から5か月以上が経過した「60歳以上の方」及び「18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方」が対象となり、6月17日から予約受付を行い、6月21日から接種を開始する予定であります。

今後とも、接種を希望する全ての市民の皆様が速やかに接種を受けられるよう、美唄市医師会や市内医療機関の皆様のご協力のもと全力で取り組んでまいります。

次に、「市立美唄病院の建替え」について申し上げます。

去る4月24日、「市立美唄病院建替え基本設計及び美唄市地域包括ケア推進条例に関する市民説明会」を市民会館において開催し、計画及び条例の概要について説明するとともに、意見交換を行ったところであります。

当日参加できなかった市民の皆様には、広報紙メロディー6月号でその概要をお知らせしているほか、会議資料などを市ホームページで公開しております。

また、「病院建替えの設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル」につきましては、4月1日に公募し、地元企業を構成とする共同企業体1社の参加申込みがあったところであります。

今後につきましては、公開プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施した後、実施設計の策定と施工に着手し、令和5年度末の完成を目指してまいります。

次に、「令和3年度各会計決算概要」について申し上げます。

各会計のうち、市立美唄病院事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計は3月31日をもって、また、一般会計、市民バス会計、国民健康保険会計、下水道会計、介護保険会計、介護サービス事業会計及び後期高齢者医療会計は5月31日をもって、それぞれ出納を閉鎖しました。その概要は別紙のとおりであります。

一般会計につきましては、特別交付税の大幅な増額やふるさと納税の伸びなどにより、財政調整基金及びその他特定目的基金などの年度末基金残高が総額11億8,045万4,803円増額するとともに、実施収支で3億3,582万4,000円の黒字決算となりました。

今後につきましても、持続可能な行財政運営に向けて、より一層取り組んでまいります。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、報告第6号例月出納検査結果報告ないし日程の第10、報告第10号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第6号ないし報告第10号の以上5件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第11、報告第11号株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第11号を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、報告第12号繰越明許費繰越計算書の件を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第12号を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第13、承認第5号専決処分の承認を求める件（令和3年度美唄市一般会計補正予算（第13号））ないし日程の第17、承認第9号専決処分の承認を求める件（美唄市介護保険条例の一部を改正する条例）の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第1号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第13号）について、令和3年度決算における特別交付税の大幅な増額やふるさと納税の伸びなどにより、大幅な歳計剰余金が見込まれることから、将来的な財政支出に備え、財政調整基金及び特定目的基金へ積み立てるとともに、青少年育成基金の長期繰替運用を前倒しして償還するための経費を計上したほか、繰越明許

費の増額及び追加を行ったもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る3月31日付で議案に記載のとおり、専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ6億3,000万円を増額補正し、補正後の予算総額を196億8,926万3,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費に「基金積立金」を増額計上するとともに、諸支出金に「青少年育成基金償還金」を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を増額補正し、財源対応いたしました。第2条繰越明許費の補正につきましては、令和3年度当初の歳入歳出予算に計上している「合同墓整備事業」について、資材単価の高騰等により、事業費の増加が見込まれるため、一般会計補正予算（第8号）により設定した繰越明許費を増額するとともに、令和3年度の歳入歳出予算に計上している「道路維持管理事業（道路パトロール車購入）」について、令和3年度中に事業が完了出来ないため、繰越明許費を設定したものであります。

次に、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第5号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、上美唄排水機場ポンプ施設の定期点検の結果、第1ポンプ及び第2ポンプに故障が判明したことから、緊急に修繕を行う経費を計上したもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る5月19日付で議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、

その承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1,180万円を増額補正し、補正後の予算総額を175億5,404万8,000円としたものであります。第2条、地方債の補正につきましては、歳入歳出予算に計上している「排水機場整備事業」について、事業の実施に伴う財源として、排水機場整備債1,180万円を増額、発行するため、地方債の限度額を追加したものであります。

次に、承認第7号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第2号令和3年度美唄市水道事業会計補正予算（第4号）について、令和3年度決算見込額の消費税及び地方消費税が増加することから、消費税の公課費について増額補正したもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る3月31日付で議案に記載のとおり、専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

補正内容につきましては、第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、水道事業費用に636万3,000円を増額補正し、補正後の予算総額を7億131万1,000円に増額したものであります。

次に、承認第8号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第3号美唄市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。専決処分を行った美唄市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法ほか、関連法令を改正する法令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き、同年

4月1日に施行されることに伴い、市民税では総合課税または分離課税を、確定申告書の記載によって行う規定の整備、固定資産税では、省エネ改修工事を行った住宅に関わる特例を拡充等する規定の整備等について、必要な改正を行ったものであります。

次に、承認第9号専決処分の承認を求める件であります。本件は、専決第4号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る4月1日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。専決処分を行った美唄市介護保険条例の一部を改正する条例は、厚生労働省から令和4年3月14日に通知のあった令和4年度における新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の介護保険料を減免する減免申請書の提出期限等の規定について、必要な改正を行ったものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、承認第5号ないし承認第9号の以上5件について一括質疑を行います。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員 ただいまの専決の承認の議件が5本提出されました。私はそのうち、承認第5号令和3年度美唄市一般会計補正予算（第13号）の中の第1表、歳入歳出予算の補正に絞って、専決処分がどのような緊急性で認められたのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

先ほど提案理由の説明では、歳入が思いのほかたくさん入って、交付税とか、それから

ふるさと納税というお話もありました。そこで基金に積み増しをすると、あわせて長期の借入れをしていた青少年育成基金、この借入れを返すために6億3,000万円ということがあります。金額が非常に大きい、大きくても緊急性がある、議会を招集することが出来ないくらいの緊急性は具体的にどんな緊急性なのか。少し理解に苦しむ部分ありますので、その点、まずお聞きをしたい。

●市長板東知文君 承認第5号専決処分の承認を求める件（令和3年度美唄市一般会計補正予算（第13号））についてであります。特別交付税の大幅な増額などにより、3月末で多額の決算剰余金が生じる見込みとなったことから、将来に向けた健全な財政運営に資するため、財政調整基金及び特定目的基金への積立てを年度内に行う必要があると判断いたしまして、基金の決算期日である3月31日付で専決処分を行ったものでございます。特に、特別交付税の決定の時期が遅れてぎりぎりになったということが主な理由となっているところでございます。

●10番紫藤政則議員 専決の参考資料の説明に趣旨・目的というのが書いていまして、そこに書かれていることを今お読みになったと思います。あわせて特交の確定時期が結構ずれ込んだといいましょうか、そういうような理由だったようです。この専決の根拠で、179条の第1項の中にあります「庁が特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という部分、これをお使いになったんだらうと思っています。これは経過がありまして、改正がされています。改正前は議会を招集する暇

がないと認めるときということでした。それが恣意的に解釈、運用されるおそれから、要件の明確化ということを図ったと私は承知をしております。言わば、専決処分の乱用を防止するという。この中身は、基金に積み増しをするということが中心ですから、これは予算の裏づけがなければ出来ません。しかしこれは次年度の4月以降の議会の中で提案して、差し支えないものではないだろうかと思われました。それから緊急性ということと言いますと、議会の最終日が3月22日でした。先ほど市長も言われた特別交付税とか、ちょうど除排雪の国の補助金のことも新聞報道されておりまして、それが3月の18日19日にかけてだと手帳には書いています。これを提案するのも整理が必要ですし、開会中ということで、その中で滑り込ますことが出来なければ、会期の延長ということが図られて、議論ができるゆとりがあったのではなかろうかと思うのです。市長が提案する内容が完璧なものであっても、市長は独任制ですし、言わば最終決定権者ですから。議会は14人の議員がいまして、そして合議制機関と言われています。言わば、多様な意見をそれぞれ議場で述べ合って、そしてそこから最大公約数を作っていく。そういう役割が議会にあると言われています。様々な視点で、そのテーマを見ると、そして市民生活に寄与するように、これは議会が持っている権限、最も大事なことでと近年言われておりまして、それらが、この専決というのは市長が専決処分しますと、承認ということで提案が出ますが、これから仮に不承認になりましても効力に影響はないわけでありまして。これは行政実例で出てまし

て、だから非常に大きな権限がある。議会の権能を奪うということにも繋がりがねない。私は、先ほども言いましたように、この内容に関する緊急性ということに対する疑義と、それから議会を招集する時間的余裕はなかったとは言えないのではないかと、このように実は思った次第です。施行側の段取りとか、議会側の準備とかありますから、私はそのときの当事者ではありませんので、その辺の事情というのは深くはわからないわけですが、申し上げたいことは、議会が議会たる所以といいたいでしょうか、このような事案が多くなりますと、議会不要論が増えるわけがあります。追認機関ということになってしまう。こういうことは決してプラスになりませんので、今後の専決に当たりましては、私が口幅ったいことを申し上げたのかもしれませんが、専決処分を行うということについての慎重さというものは、求められているのではなかろうかと思うんです。その辺、お答えいただければと思います。

●市長板東知文君 専決処分は、地方自治法第179条の規定に基づき、厳格に運用されるべきものと考えているところでございます。このたび特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないものと判断し、専決処分を行ったものでございます。しかしながら今後とも、法令の趣旨を十分踏まえ、慎重かつ適正に対応してまいりたいと考えているところでございます。

●議長金子義彦君 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号専決処分の承認を求める件(令和3年度美唄市一般会計補正予算(第13号))ないし承認第9号専決処分の承認を求める件(美唄市介護保険条例の一部を改正する条例)の以上5件は、原案のとおり承認されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第18、議案第25号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件ないし日程の第25、議案第32号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件の以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第25号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件であります。本件は、北海道市町村職員退職手当組合に上川中部福祉事務組合が令和4年4月1日付で加入することから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合組織団体の協議により、規約中の別表について必要な変更を行うものであります。

次に、議案第26号財産購入の件(情報セキュリティシステム等)であります。本件は、情報セキュリティシステム等の購入につい

て、議案に記載のとおり契約しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号財産購入の件（公用パソコン等）であります。本件は、公用パソコン等の購入について、議案に記載のとおり契約しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号契約締結の件（サン・スポーツランド美唄テニスコート改修工事）であります。本件は、サン・スポーツランド美唄テニスコート改修工事の施工について、議案に記載のとおり契約しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号契約締結の件（美唄市立東小学校大規模改修工事）であります。本件は、美唄市立東小学校大規模改修工事の施工について、議案に記載のとおり契約しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号墓地使用並びに使用料に関する条例の全部改正の件であります。本件は、少子高齢化や核家族化等の社会情勢の変化により、遺骨の埋蔵方法の多様化が進んでいるため、新たに市民ニーズの高い合同墓を設置することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第31号美唄市税条例の一部改正

の件であります。本件は、地方税法ほか、関連法令を改正する法令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税について基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額、並びに国民健康保険税の減額を行った後の課税限度額をそれぞれ引き上げることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第32号美唄市交流拠点施設条例の一部改正の件であります。本件は、美唄市交流拠点施設の駐車場において、車中泊を可能とするRVパーク用電源を設置し、使用料金を定めることから、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第25号ないし議案第32号の以上8件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第25号ないし議案第32号の以上8件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第25号ないし議案第29号の以上5件は総務・文教委員会に、議案第30号ないし議案第32号の以上3件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第26、議案第33号令和4年度美唄市一般会計補正予算（第

2号) ないし日程の第27、議案第34号令和4年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)の以上2件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第33号令和4年度美唄市一般会計補正予算(第2号)であります。本件は、第1条、歳入歳出予算について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ2億8,026万1,000円を増額補正し、補正後の予算総額を178億3,430万9,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には雪害の影響により、破損した生活館の屋根の修繕を行う「公有財産管理事務」を増額計上いたしました。

民生費には、長期化する感染症と物価高騰等の影響を受けている生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対する給付金の方針が国から示されたことから、対象児童1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」を計上いたしました。

衛生費には新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の方針が国から示されたことから、必要な体制を確保する「新型コロナウイルスワクチン接種事業」を増額計上いたしました。

商工費には、長期化する感染症と物価高騰等の影響を受けている市内事業者を支援するため、当初予算に計上している「がんばろう！

びばい応援券」の販売セット数を増刷発行する「がんばろう！びばい応援券発行事業」のほか、同じく当初予算に計上している宿泊助成等を増額する「美唄応援団宿泊助成事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

教育費には、雪害の影響により破損した体育センターの出入口通路の改修を行う「体育センター整備事業」を計上いたしました。

諸支出金には、長期化する感染症と物価高騰等の影響を受けている生活者及び事業者への支援として、水道料金の減免を実施するため、水道事業会計に対し、減収分の追加繰り出しを行う「水道会計支出金」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

次に、議案第34号令和4年度美唄水道事業会計補正予算(第1号)であります。本件は、長期化する感染症と物価高騰等の影響を受けている生活者及び事業者への支援として、水道料金の減免を実施することに伴う給水収益の減収分及びシステム作業手数料を補正するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的収入の予定額のうち、営業収益を7,501万円減額するとともに、営業外収益を7,600万円増額し、収益的収入合計を6億2,741万4,000円に、収益的支出の予定額のうち、営業費用に99万円を増額し、収益的支出合計を7億5,442万1,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第33号及び議案第34号の以上2件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第33号及び議案第34号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号及び議案第34号の以上2件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
本郷幸治議員、山崎一広議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長金子義彦君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時58分 散会

